

## 令和8年守山市議会3月定例会議提出議案

### 1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	— 件
認定案件	— 件	諮問案件	2 件
予算案件	15 件	推薦案件	— 件
条例案件	7 件	提出案件計	24 件
人事案件	— 件	(報告案件)	— 件

提出日 令和8年2月20日

### 2 議案概要

#### 【議第2号】 令和8年度守山市一般会計予算

歳入歳出予算額 36,800,000千円

#### 【議第3号】 令和8年度守山市国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算額 7,011,000千円

#### 【議第4号】 令和8年度守山市水道事業会計予算

収益の収入額 1,534,436千円  
収益の支出額 1,534,436千円  
資本の収入額 437,112千円  
資本の支出額 766,369千円

#### 【議第5号】 令和8年度守山市土地取得特別会計予算

歳入歳出予算額 250,000千円

#### 【議第6号】 令和8年度守山市下水道事業会計予算

収益の収入額 2,657,397千円  
収益の支出額 2,652,587千円  
資本の収入額 636,056千円  
資本の支出額 1,529,430千円

#### 【議第7号】 令和8年度守山市病院事業会計予算

収益の収入額 271,564千円  
収益の支出額 137,420千円  
資本の収入額 162,838千円

資本的支出額 224,062千円

**【議第8号】 令和8年度守山市育英奨学事業特別会計予算**

歳入歳出予算額 21,100千円

**【議第9号】 令和8年度守山市介護保険特別会計予算**

歳入歳出予算額

<保険事業勘定> 6,130,000千円

<サービス事業勘定> 18,300千円

**【議第10号】 令和8年度守山市後期高齢者医療事業特別会計予算**

歳入歳出予算額 1,552,000千円

**【議第11号】 令和7年度守山市一般会計補正予算（第10号）**

歳入歳出補正額 28,200千円（補正後の額 39,258,503千円）

**【議第12号】 令和7年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）**

歳入歳出補正額 45,900千円（補正後の額 6,901,108千円）

**【議第13号】 令和7年度守山市水道事業会計補正予算（第3号）**

資本的収入額 356,098千円（補正後の額 849,818千円）

資本的支出額 454,608千円（補正後の額 1,460,176千円）

**【議第14号】 令和7年度守山市下水道事業会計補正予算（第4号）**

資本的収入額 152,493千円（補正後の額 1,053,051千円）

資本的支出額 178,331千円（補正後の額 1,936,826千円）

**【議第15号】 令和7年度守山市介護保険特別会計補正予算（第4号）**

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額 172,500千円（補正後の額 6,278,210千円）

**【議第16号】 令和7年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）**

歳入歳出補正額 86,000千円（補正後の額 1,332,690千円）

**【議第17号】 ふるさと守山応援寄付等に関する条例の一部を改正する条例案**

（改正概要） 令和8年度からの10か年計画「守山市長期ビジョン2035」において、新たな将来都

市像を「私の「想い」がかなうまち」と規定したことに伴い、条例の目的規定について必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 令和8年4月1日

**【議第18号】 守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案**

(改正概要) 本市の一般職の職員、教育公務員および上下水道事業の職員の給与について、人事院勧告に準じた改正を行おうとするもの

(1) 一部改正する条例

- ・ 守山市職員の給与に関する条例
- ・ 守山市教育公務員の給与に関する条例
- ・ 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例

(2) 改正内容

ア 地域手当の支給割合を「5%」から「4%」に引き下げる。

イ 自動車・自転車通勤に係る通勤手当の拡充

(7) 支給上限月額を41,300円(62km以上)から69,100円(102km以上)に引き上げる。

(4) 駐車場等利用料金を支給対象に加える(上限5,000円/月)。

(施行期日) 令和8年4月1日

**【議第19号】 守山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案**

(改正概要) 社会情勢の変化に対応し、より実態に即した旅費の支給を行うために国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、これに準じた改正を行おうとするもの

(1) 守山市職員の旅費に関する条例の一部改正

ア 旅費の支給額に係る見直し

(7) 自宅発着の出張も支給対象とする。

(4) 旅行業者への直接支払ができることとする。

(9) 日当、食卓料、日額旅費を廃止する。

(E) 鉄道賃の急行・特急料金、座席指定料金に係る距離要件を廃止する。

(F) 鉄道賃・船賃の職階区分を廃止する。

(カ) 航空賃の支給条件は「公務上の必要またはやむを得ない事情がある場合」に限定する。

(キ) 自家用車を使用した場合は20円/kmとし、有料道路利用料も支給対象とする。

(ク) タクシー代等を支給対象とする。

(ケ) 宿泊料の定額支給を廃止し、実費支給(地域区分ごとに限度額あり)とする。

(コ) 宿泊を伴う出張には包括宿泊料(交通費+宿泊料)と定額の宿泊手当(朝食、夕食代等のかかり増し経費分)を支給する。

(ク) 赴任時の移転料を、職員の生計同一者にも支給できることとする。

- (ウ) 着後手当の定額支給を廃止し、現に宿泊した夜数に応じて支給することとする。
- イ 旅費の支給および清算方法の見直し
  - (7) 各規定により算定した額と実際に支払った額とが異なるときは、少ない方の額を旅費の支給額とする。
  - (イ) 旅費を返納する場合、給与等からの控除によって返納できることとする。

(2) 守山市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正

- ア 日当・食卓料の廃止、宿泊料の見直しなど、一般職の職員の例に準じて改正する。
- イ 公務で国外旅行をした議員には、国家公務員等の制度に準じた費用弁償を行う。

(3) 守山市特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部改正

日当・食卓料の廃止、宿泊料の見直し

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

新制度は4月1日以降に出発する旅行に適用し、それ以前に出発した旅行には従来の制度を適用する。

**【議第20号】 守山市職員定数条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 複雑化・多様化する行政需要への対応、サステナブルなまちづくりの推進および職員が働きやすく働きがいのある職場環境の実現を目的とした第6次定員適正化計画の策定に伴い、職員定数について必要な改正を行おうとするもの

- (1) 市長の事務局 374人 → 419人  
(うち、福祉事務所の定数 30人 → 50人)
- (2) 教育委員会の事務局 45人 → 50人
- (3) 職員の定数の総計 540人 → 590人

(施行期日) 令和8年4月1日

**【議第21号】 守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 安定的な国保運営を行うため、県が提示した標準保険料率を踏まえ、国民健康保険料率の改正を行うに当たり、必要な改正を行おうとするもの

(1) 国民健康保険料率の改正

		現 行	改正後	参 考 (標準保険税率)
医療保険分	所得割	6.57 %	6.41 %	6.41 %
	均等割	29,086円/人	27,600円/人	32,866円/人

	平等割	20,670円/世帯	15,600円/世帯	20,830円/世帯
後期高齢者 支援金分	所得割	2.70%	2.45%	2.45%
	均等割	12,193円/人	12,400円/人	12,457円/人
	平等割	8,583円/世帯	7,800円/世帯	7,895円/世帯
介護納付金 分	所得割	2.35%	2.31%	2.31%
	均等割	12,720円/人	12,600円/人	12,648円/人
	平等割	6,330円/世帯	6,200円/世帯	6,261円/世帯

※ 特定世帯・特定継続世帯・未就学児に対する減額措置は、上記税率に合わせて改正

(2) 均等割・平等割の軽減額（7割・5割・2割）の改正

		現 行	改正後	
医療保険分	7割軽減	均等割	20,361円	19,320円
		平等割	14,469円	10,920円
	5割軽減	均等割	14,543円	13,800円
		平等割	10,335円	7,800円
	2割軽減	均等割	5,818円	5,520円
		平等割	4,134円	3,120円
後期高齢者 支援金分	7割軽減	均等割	8,536円	8,680円
		平等割	6,009円	5,460円
	5割軽減	均等割	6,097円	6,200円
		平等割	4,292円	3,900円
	2割軽減	均等割	2,439円	2,480円
		平等割	1,717円	1,560円
介護納付金分	7割軽減	均等割	8,904円	8,820円
		平等割	4,431円	4,340円
	5割軽減	均等割	6,360円	6,300円
		平等割	3,165円	3,100円
	2割軽減	均等割	2,544円	2,520円
		平等割	1,266円	1,240円

※ 特定世帯・特定継続世帯・未就学児に対する減額措置は、上記税率に合わせて改正

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和8年4月1日（令和8年度以降分の国保税に適用）

(2) 経過措置

令和7年度以前の年度分の国民健康保険税には、従来の制度を適用する。

### 【議第22号】 守山市介護保険条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 介護保険法施行令が改正され、第9期介護保険事業計画の最終年である令和8年度の第1号保険料の賦課に当たっては、令和7年度税制改正による給与所得の控除額の引上げに関わらず、税制改正前と同額の控除額を適用することとされたことに伴い、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 令和8年度の介護保険料の賦課に当たっては、令和6年度および令和7年度と同様の所得算定方法により標準所得段階を判定する。
- (2) 令和7年度市民税が非課税であって令和8年度は市民税が課税になった被保険者に対しては、非課税者相当の保険料額となるように減免措置（申請不要）を行う。
- (3) その他字句修正

(施行期日等)

- (1) 令和8年4月1日
- (2) 令和7年度以前の年度分の介護保険料については、従来の制度を適用する。

### 【議第23号】 守山市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 建築物の建築が制限される特別用途地区において、建築基準法の規定に基づき、特定の用途に供する建物の建築制限を緩和するため、必要な改正を行おうとするもの

#### (1) 建築制限の緩和

特別用途地区に、新たに「第3種観光・レクリエーション特別用途地区」を定め、第2種観光・レクリエーション特別用途地区と同一の建築制限を行いつつ、次に掲げる建築物の制限を緩和する。

- ア 食料品製造業を営む工場で、見学施設等を有するもの
- イ 地域で生産された農水産物の加工場

#### (2) 建築物の敷地に関する制限

建築制限を緩和する建築物の敷地面積を5,000平方メートル以上とする。

#### (3) その他字句修正

(施行期日) 令和8年3月31日

### 【諮問第1号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

もと やま ふ き こ  
本 山 福 賤 子 (水保町在住) (再任 2期目)  
任期 令和8年7月1日から (3年間)

### 【諮問第2号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定

に基づき意見を求めるもの

<sup>さい</sup>西 <sup>とう</sup>藤 <sup>ひとし</sup>仁（小島町在住）（新任）

任期 令和8年7月1日から（3年間）